

神戸市障害者(児)日常生活用具費支給事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、次の各号に掲げる在宅の障害者、障害児及び難病患者等（以下「障害者等」という。）に対し、日常生活の便宜を図り、その福祉の増進に資することを目的として、神戸市障害者(児)日常生活用具費支給事業（以下「本事業」という。）を行うことについて必要な事項を定めるものとする。

- (1) 障害者 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第4条第1項に規定する身体障害者及び知的障害者
- (2) 障害児 障害者総合支援法第4条第2項に規定する身体に障害のある児童及び知的障害のある児童
- (3) 難病患者等 障害者総合支援法第4条第1項に規定する治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者

(事業内容)

第2条 本事業の内容は、日常生活の便宜を図るため、障害者等（18歳未満の児童にあつてはその保護者。）に対し、自立生活支援用具その他の日常生活用具（以下「用具」という。）の購入に要する費用の一部（以下「用具費」という。）を支給するものとする。

(支給対象者)

第3条 本事業により用具費の支給を受けることができる者は、次に掲げる要件のいずれかに該当する者とする。

- (1) 別表第1「障害及び程度」及び「対象年齢」の欄並びに別表第2-1「障害及び程度」の欄に掲げる要件に該当する障害者又は障害児の保護者であつて、当該用具の購入を必要とする者
 - (2) 難病患者等で別表第4「障害及び程度」及び「対象年齢」の欄に掲げる要件に該当する者又は18歳未満の児童にあつてはその保護者であつて、当該用具の購入を必要とする者
- 2 前項の給付要件を満たす障害者等であっても、当該障害者等及び当該障害者等と同一の世帯に属する者（18歳以上の場合はその配偶者に限る。）のうちいずれかの者について、用具の給付のあった日の属する年度（当該日が4月から6月までの間にあつては、前年度）における地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市民税の同法292条第1項第2号に掲げる所得割の額が46万円以上であるときは、この事業による給付を受けることができない。
- 3 第1項の給付要件を満たす障害者等であっても、介護保険給付対象者である場合は、介護保険と重複する種目（腰掛便座、特殊マット、床ずれ防止用具、特殊寝台、特殊尿器、体位

変換器，入浴補助用具，移動用リフト，歩行支援用具，住宅改修費）に関しては，介護保険での対応可否に関わらず，この事業による給付を受けることができない。

（用具の種目等）

第4条 本事業の対象となる用具は，その使用により日常生活の便宜が図られると認められるものであって，別表第1，別表第2-1，別表第2-2及び別表第4に掲げるものとする。

2 用具の給付は1種目につき原則1個とする。ただし，別表第1，別表第2-1及び別表第4に特に定められている場合はこの限りではない。

3 用具の耐用年数は，別表第1，別表第2-1及び別表第4の「耐用年数」の欄に掲げる期間とし，用具費の支給後，当該耐用年数が経過しない期間については，その用具費の再支給は行わないものとする。ただし，やむをえない理由により用具の使用が困難となった場合において，必要があると認められるときは，この限りでない。

（支給の申請）

第5条 用具費の支給を受けようとする障害者等（18歳未満の児童にあつてはその保護者）は，日常生活用具費支給申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して，その居住地を所管する福祉事務所に提出するものとする。

（1）見積書

（2）カタログその他申請にかかる用具の仕様を確認することができる書類

（3）当該障害者等及び同一の世帯に属する者の収入の状況及び世帯の状況を証明する書類（福祉事務所が行う収入状況等に係る調査について同意する場合を除く。）

（4）難病患者等であることをもって用具等の給付を受けようとする場合，医師の意見書

（5）前各号に掲げるもののほか，福祉事務所長が必要であると認める書類

（支給の決定）

第6条 福祉事務所長は，前条の規定による申請を受理したときは，速やかに世帯の状況，税額等を調査又は確認の上，支給の要否を決定するものとする。

2 福祉事務所長は，用具費を支給する旨の決定（以下「支給決定」という。）を行ったときは日常生活用具費支給決定通知書（様式第2号）により，支給しない旨の決定を行ったときは却下決定通知書（様式第3号）により申請者に通知しなければならない。

（支給券の交付）

第7条 福祉事務所長は，支給決定を行ったときは，支給決定を受けた障害者等（18歳未満の児童にあつてはその保護者。以下「支給決定障害者等」という。）に対し，日常生活用具費支給券（様式第4号。以下「支給券」という。）を交付しなければならない。

2 支給券には，支給対象用具名，支給額，利用者負担額，利用者負担上限月額その他必要な事項を記載するものとする。

3 支給券の有効期限は，前条第2項に規定する福祉事務所長が用具費の支給を決定した日から30日以内とする。ただし，これによりがたい理由がある場合において，特に必要があると認めるときは，この限りではない。

(用具の受取り)

第8条 支給決定障害者等は、用具を取り扱う事業者（以下「取扱い事業者」という。）に支給券を引き渡し、併せて支給券に記載された利用者負担額を取扱い事業者に納付して、支給券に記載された用具を受け取るものとする。

- 2 支給決定障害者等は、前項の規定により用具を受け取る際に、代理請求及び代理受領委任状（様式第5号）により、取扱い事業者に用具費の代理請求及び代理受領の委任を行わなければならない。
- 3 支給決定障害者等は、第1項により用具を受け取ったときは、支給券に用具受領年月日を記載し、併せて署名捺印しなければならない。
- 4 別表第1の種目「視覚障害者用拡大読書器」のうち、「アプリ」もしくは「タブレット」を受け取る場合は、第2項は適用しない。

(用具費の補助)

第9条 福祉事務所長は、前条第2項の規定により、支給決定障害者等から委任を受けた取扱い事業者からの請求に基づき用具費を補助するものとする。なお、住宅改修にかかる請求の場合は、取扱い事業者は当該改修前後の写真を福祉事務所長に提出しなければならない。

- 2 用具費の額は、別表第1、別表第2及び別表第4の「価格」の欄に掲げる価格（消費税相当額を含む。以下「基準額」という。）又は用具の購入に要した費用のいずれか低い額（以下「支給対象額」という。）の100分の90に相当する額とする。
- 3 支給決定障害者等が、同一の月に利用した支給対象額の合計額から、前項の規定により算定された当該同一の月における用具費の合計額を控除して得た額が、当該支給決定障害者の家計における影響その他の事情をしん酌して、神戸市補装具費支給要綱（平成18年9月29日保健福祉局長決定）第4条第2項各号又は第3項各号に定める額を超えるときは、前項の規定にかかわらず、当該同一の月における用具費の額は、支給対象額から同要綱第4条第2項各号又は第3項各号に定める額を控除した額とする。この場合において、同要綱第4条中「補装具の購入または修理のあった月」とあるのは、第6条第2項に規定する福祉事務所長が用具費を支給する旨の決定を行った月と読み替えるものとする。なお、第7条第3項ただし書き掲げる「特に必要があると認めたとき」に該当する場合の用具費の算定については、別に定める。
- 4 前2項の規定に関わらず、用具の購入に要した費用が基準額を超える場合にあっては、負担額に加えて、当該基準額を超える金額の全額を支給決定障害者等の負担とする。
- 5 別表第1の種目「視覚障害者用拡大読書器」のうち、「アプリ」もしくは「タブレット」の場合は、第1項を適用せず、支給決定障害者等に補助するものとする。

(用具の管理)

第10条 用具費の支給を受けた者は、制度の目的に反してその用具を使用し、譲渡し、交換し、貸付し、又は担保に供してはならない。

(決定の取消し)

第11条 福祉事務所長は、決定について次のことが認められた場合は、支給の決定を取消すとともに、当該支給決定障害者等又は支給を行った事業者に対し、当該支給に要した費用の

全部又は一部の返還を求めることができる。

- (1) 前条の規定に違反したとき
- (2) 偽りその他不正の手段により用具の支給を受けたとき
- (3) 支給の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき
- (4) その他この要綱に定める内容に違反したとき

2 福祉事務所長は、支給決定障害者等が前項に基づく費用の返還をしない場合、支給決定障害者等に対し他の用具費の支給を停止することができる。

3 福祉事務所長は、支給を行った事業者が第1項に基づく費用の返還を求められた場合、本要綱の取扱い事業者から除外することができる。

(調査又は報告)

第12条 福祉事務所長は、本事業の執行の適正を期するため必要があるときは、支給決定障害者等又は支給を行った事業者に対して、支給の状況を調査又は報告を徴することができる。

2 市長は、この要綱の実施について必要があると認めるときは、支給決定障害者等又は支給を行った事業者に対して、報告及び関係書類の提出又は提示を求め、又は職員を持って関係者に質問させ、その他必要な調査を行うことができる。

(適切な運用)

第13条 本事業の対象となる用具の種目等の追加又は変更その他本事業の適切な運用に関する事項については、「神戸市日常生活用具費支給事業運営検討会議」において意見を伺い、本事業の適切な運用に努めるものとする。

(施行の細則)

第14条 この要綱の施行に関し必要な事項は保健福祉局長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

(旧要綱の廃止)

2 神戸市重度障害者(児)日常生活用具給付等実施要綱(昭和44年10月1日民生局長決定)及び神戸市身体障害者(児)情報バリアフリー化支援事業実施要綱(平成14年1月4日保健福祉局長決定)は、廃止する。ただし、施行日前日に申請のあったものについては、これらの要綱は、この要綱の施行後も、なお効力を有する。

附 則

この要綱は、平成19年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年1月1日から施行する。

ただし、別表第1のうちストーマ（蓄便袋）・ストーマ（蓄尿袋）、別表第2-1及び別表2-2については平成22年4月分以降にかかる申請について適用し、平成22年3月分以前にかかる申請の取り扱いについては、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年5月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

ただし、別表第一のうち、情報・通信支援補助用具の点字ディスプレイとして、平成29年3月31日以前に、支給決定したものについては、なお、従前の例による。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

ただし、別表２－２に掲げる品目については、令和２年４月分以降にかかる申請について適用し、令和２年３月分以前にかかる申請の取り扱いについては、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和２年８月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

神戸市障害者(児)日常生活用具費支給事業実施要綱施行細則

(目的)

第1条 この細則は、神戸市障害者(児)日常生活用具費支給事業実施要綱(以下「要綱」という。)の実施に関し必要な事項を定め、事業の適正な運用を図ることを目的とする。

(神戸市日常生活用具費支給事業運営検討会議)

第2条 要綱第13条に規定する神戸市日常生活用具費支給事業運営検討会議(以下「検討会議」という。)を福祉局長が委嘱する委員により開催する。

2 検討会議は次の各号に定める委員で構成される。

(1) 医師、理学療法士等 4名

(2) (1)のほか福祉局長が必要と認める者

3 委員の任期は2年とし、再任は妨げないものとする。

4 検討会議は次の各号に掲げる事項を検討する。

(1) 要綱別表第1及び別表第2及び別表第3及び別表第4に関すること

(2) その他要綱の実施運営に必要と認められること

5 検討会議は概ね年1回開催するものとする。

(支給券の有効期限)

第3条 要綱第7条第3項ただし書きに掲げる「特に必要があると認めるとき」とは、人工内耳用電池、人工喉頭(埋込式)付属品、手動式たん吸引器、ストマ用装具及び要綱別表第2に掲げる品目に係る用具費を支給する場合で、12ヵ月を限度とする支給対象年月に係る支給券を、同時に一括交付するときを指し、その有効期限は、当該支給券の支給対象年月の翌月末とする。また、要綱第9条第3項に掲げる「同一の月に利用した支給対象額の合計額」に算定する当該用具の額は、当該用具の支給券を利用した年月にかかわらず、該当する支給対象年月の支給対象額のみとする。

(その他)

第4条 本細則の実施に関し必要な事項は、福祉局担当副局長が定めることとする。

(施行期日)

第5条 本細則は平成18年10月1日より実施するものとする。

附 則

(施行期日)

本細則は平成20年7月1日より実施するものとする。

附 則

(施行期日)

本細則は平成21年3月1日より実施するものとする。

附 則

(施行期日)

本細則は平成24年4月1日より実施するものとする。

附 則

(施行期日)

本細則は平成25年4月1日より実施するものとする。

附 則

(施行期日)

本細則は平成31年4月1日より実施するものとする。

附 則

(施行期日)

本細則は令和2年4月1日より実施するものとする。

ただし、第3条の規定は令和2年4月分以降にかかる申請について適用し、令和2年3月分以前にかかる申請の取り扱いについては、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和2年8月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。